

シンポジウム

申込不要・参加無料

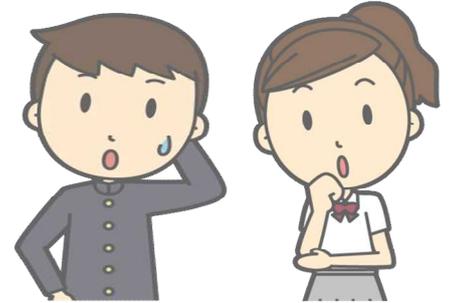
民法の成年年齢

ホントに引き下げて大丈夫？

日時: 2017年12月2日 土

午後1時30分～午後4時00分

※開場: 午後1時



場所: 愛知県弁護士会館5階ホール(定員140名)

民法の成年年齢を20歳から18歳に引き下げようという動きが具体化しています。しかし、なぜ引き下げる必要があるのでしょうか、説得的な説明はありません。また、重要な問題であるにも関わらず、必ずしも国民の間で十分な議論はなされていません。

現在、20歳未満の未成年者は、高価な買い物をするとき原則として親の同意が必要ですし、同意がなければ契約を取り消すことができます。これを未成年者取消権といい、若者の消費者被害防止の最大の「防波堤」となっているのです。しかし、成年年齢が18歳に引き下げられると、18歳、19歳の若者は、20歳以上の大人と同じ成年と扱われ、契約を取り消すことができなくなります。

それなのに、現状では、若者の消費者被害の拡大を防止するために十分な対策が立てられているとはいえません。今回のシンポジウムでは、成年年齢引下げの背景を理解するとともに、消費者被害の防止の課題及び消費者教育の現状などについて学ぶ機会にしたいと考えています。

プログラム(予定)

- ◆報告「いったい誰のために18歳にするの？」
弁護士 中村 新造
(日弁連消費者問題対策委員会 前副委員長)
- ◆報告「成年年齢を引き下げたときの3つの問題」
弁護士 平澤 慎一
(日弁連消費者問題対策委員会 成年年齢引下げ問題PT座長)
- ◆一般市民を対象としたアンケート結果の分析
- ◆基調講演「消費者教育の現状について」
杉島 由美子 教授(中京大学法学部)
- ◆リレー報告
大学生/高等学校教諭/消費生活相談員/弁護士

会場地図



- 地下鉄・桜通線「丸の内駅」下車
1番出口から 徒歩約5分
- 地下鉄・名城線「市役所駅」下車
6番出口から 徒歩約7分

主催: 愛知県弁護士会 共催(予定): 日本弁護士連合会・中部分弁護士会連合会
【お問合せ先】 愛知県弁護士会 第2課 人権・法制係 (電話: 052-203-4410)